

論点の構成

- 1 総論
- 2 量的拡充
▶女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。
- 3 類型
▶放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。
- 4 質の確保
▶子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの基準で十分か。3の居場所の形態（類型）の基準をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。
- 5 その他

検討の方向性

- ①「放課後児童対策のあり方」については、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの最善の利益を保障すること及び子どもが自己の意見を表明する権利などの主体であることが前提であり、その上で児童健全育成の概念及び現行制度(事業)の見直すべき点があるかについて検討すべきである。
- ②子どもたちの育ちの視点から、子どもが生きる力を身につけることが重要であるが、現行制度(事業)で足りないものはあるか検討していく必要がある。
- ③子どもの育ちの観点から、子どもの居場所をどう位置付けていくべきか、多様な運営主体、企業、地域での活動、塾等も含めた全体的な視点を持って検討していく必要がある。
- ④地域共生社会の実現に向けて、学校、放課後児童クラブ、地域との関係をどのように構築していくか検討していく必要がある(幼稚園、保育所等の活用、省庁間の連携による公用財産等(公園、道路等)の活用、地域学校協働本部の活用等)。
- ⑤子どもたち一人一人にとって、居心地のよい空間や安心・安全な居場所を確保するとの視点で検討していく必要がある。

2 量的拡充

▶女性の就業率の高まりや働き方の多様化、保育の受け皿整備が進む中、学童期の放課後の受け皿をどのように増やしていくか。

検討の方向性

- ①「放課後児童対策のあり方」等を踏まえて、今後の放課後児童クラブのニーズを的確に見込んでいく必要がある。
- ②子どもの放課後での過ごし方全般と放課後児童クラブとの関わりをどうするか、放課後児童クラブの役割と担うべき範囲について明確化する必要がある。
- ③学校との更なる連携方法について、これまでの実施状況(余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の活用状況、特別教室や校庭等学校施設の利用(開放)状況等)を踏まえて検討する必要がある。
- ④放課後児童クラブは、子どもの「生活の場」であり「生活の保障」をしていくという視点から放課後児童クラブと放課後子供教室がどのように連携していくべきか検討する必要がある。

3 類型

▶放課後の児童の受け皿について、現行の放課後児童クラブや放課後子供教室以外の居場所づくりが必要か。

検討の方向性

- ①放課後という時間や場所については、学校と同じように子どもたちの生活を組み立てていくのではなく、多様な過ごし方、生活のあり方を保障するため、どのような環境設定にしていくのか、どのような人材を確保すべきか検討する必要がある。
- ②子どもの権利擁護の観点から、放課後児童クラブ、放課後子供教室、その他の子どもの居場所において、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）とすることが適切か検討する必要がある。
- ③子どもの放課後の活動場所は、学校以外の地域の様々な場所でも可能であり、放課後児童クラブに類似する形態として、保育（支援）者の家庭で少人数の子どもが過ごす小規模な放課後児童クラブ（家庭的学童）という仕組みを導入した場合、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）により行うべきか検討する必要がある。
- ④高学年児童が利用する居場所としては、どのような形態が求められるのか検討する必要がある。
- ⑤複合施設（高齢者施設と放課後児童クラブの合築等）や企業の活用（事業所内に放課後児童クラブを設置等）を考えた場合、どのような体制（職員配置、職員資格、設備、面積、利用定員等）により行うべきか検討する必要がある。
- ⑥放課後の子どもの生活を保障している諸施策（放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童厚生施設、プレーパーク等）と連携する際の体制（職員配置等）について検討する必要がある。
- ⑦放課後児童クラブの活動について、子ども、保護者、地域が連携していく仕組みとは、具体的にどのようなものか検討する必要がある。
- ⑧公園、道路、児童遊園などを放課後の子どもの居場所（遊び場）として活用する場合のメリットや留意すべき点について検討する必要がある。

4 質の確保

▶子どもの自立（社会性）や様々な体験を提供するための体制（対応）をどのようにするか。現行の放課後児童クラブの基準で十分か。3の居場所の形態（類型）の基準をどのようにするか。放課後児童クラブの質とは何か。質は、どのように担保し測れば良いか。

検討の方向性

- ①放課後児童クラブは、子どもにとって居心地がよく過ごしやすい場所、主体的に過ごせる場所であることが必要である。具体的に、どのような環境づくりを進めるべきか検討する必要がある。
- ②子ども自身に責任を持たせて、子どもが持つ安全に関する注意力や危険を回避する力を信頼して、子ども自身の活動に過度に制限が入らないよう配慮することが必要であり、子どもが自ら危険を回避できるようにしていくためには、どのように放課後児童クラブを運営していくべき(どのように子どもと関わっていくべき)か、検討する必要がある。
- ③放課後児童クラブの質の確保を図るためには、
 - (i)人的面では、職員の複数配置をするための人材確保等をどのようにしていけばよいか
 - (ii)物的面では、学校、児童館、公園等の多様な場所の確保をするためには何が必要か
 - (iii)ソフト面では、多様な体験や異年齢の交流、学習を組み合わせたプログラムを考える上で何が必要か検討する必要がある。
- ④放課後の子どもの生活を保障する観点から、プレイワークの専門性(特に小学校低学年における遊びの意義の理解、実践等)、保護者支援の専門性、ソーシャルワークの専門性が、放課後児童支援員に求められるが、こうした専門性を培うためには、どのような方法があるか、検討する必要がある。
- ⑥放課後児童クラブにおける障害児や子どもの受入れ増により、放課後児童支援員の対応が追いつかないという現状があり、放課後児童クラブを巡回して放課後児童支援員を支援するスーパーバイザー的な職員を配置する必要がある。スーパーバイザー的な職員に求められる資格や資質、支援者を支援する仕組みについて、検討する必要がある。

検討の方向性

- ⑦職員のスキルアップを図るための資質向上研修のあり方(研修体系の整理等)、研修内容の充実(リスクマネジメント、外国籍の子どもの配慮、インターネットトラブルなど)について、検討する必要がある。
- ⑨教員免許更新講習のように、一定期間が過ぎたら講習を受ける制度を参考として、認定資格研修受講後の講習受講制度(資格更新等)導入の必要性について、検討する必要がある。
- ⑩現行の認定資格研修の受講者は現職の支援員が多くを占めており、今後、益々放課後児童クラブの需要が増大する中で、大学を卒業後、放課後児童クラブに就職する者などの新たな人材を確保していくために、放課後児童支援員の養成方策(大学の養成課程で資格取得を可能とする指定制の導入等)について、検討する必要がある。
- ⑪放課後児童クラブの人材の確保・定着化を図っていくために、放課後児童支援員の業務形態や処遇面(給与)について、検討する必要がある。
- ⑫第三者評価、自己評価の仕組みをどのように作っていくべきか、評価項目等をどのように考えるか、検討する必要がある。
- ⑬イギリスでは、評価の結果が全てインターネットで情報公開されており、放課後児童クラブの評価を行った場合についても、同様に情報公開を行っていくことが重要であるため、運営内容の評価結果等を情報公開していく上で、どのような情報を公開するか、どこが主体となって情報を公開していくべきか(自治体が一括して情報公開をするべきか、各クラブが情報を公開していくべきか)等について、検討する必要がある。

【参考】地方分権の場において検討

- ⑤子どもの安全面、緊急時の対応と人口減少地域等の地域事情の両面から、放課後児童支援員等の配置、施策で工夫すべきことについて、検討する必要がある。
- ⑧認定児童厚生員の資格取得研修の科目の中に、放課後児童支援員認定資格研修と重複しているものがある場合を勘案し、認定資格研修の実施内容(科目の一部免除、修了評価等)について、検討する必要がある。

5 その他

検討の方向性

- ①国の基準を満たさない認可外のような放課後児童クラブにおける、子どもの安全性等の問題をどうするか検討する必要がある。
- ②各自治体が決定している放課後児童クラブの利用料を保護者が負担できない(困難な)場合に、放課後児童クラブを利用できるような状況にしていくにはどのようにすべきか、また、他の事業を利用する際の子どもの権利の視点に立った連携方法等について検討する必要がある。
- ③放課後児童対策を議論するに当たっては、放課後児童クラブと関連する施策との整合性(児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設等)を図ることについて検討する必要がある。
- ④諸外国では、保護者が子どもに合わせた労働時間を選択できる制度等がある一方で、日本では労働時間が延びており、その分、放課後児童クラブの開所時間が延びている。保護者の労働時間や働き方との関連をどう整理するか(短時間勤務制度における子どもの対象年齢の延長等)検討する必要がある。